

農林水産省報告資料

平成30年 9 月 18日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
食品表示・規格監視室

29 年度食品表示等監視実績について

平成 30 年 7 月

消費・安全局

農林水産省は、食品表示法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）（特定牛肉の表示等に関することに限る）及び日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）（指定農林物資の表示に関することに限る）の平成 29 年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

食品表示法違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

【29 年度監視実績のポイント】

1. 食品表示法

- ① 食品表示法に基づき、小売業者に対して行った巡回調査における生鮮食品の不適正率は、0.4%となっており、前年度の 0.6%より改善している。その中では、食料品専門店（鮮魚）の不適正率は 0.6%、食料品スーパーの不適正率は 0.5%となっている。
- ② 違反について品目別にみると、生鮮食品では水産物の違反が 43%、加工食品では水産物加工品の違反が 37%を占めており、他品目より多い。
- ③ 違反の内容は、生鮮食品では原産地の誤表示・欠落の違反が 68%、加工食品では原材料名の誤表示・欠落の違反が 50%を占めている。なお、輸入加工食品を小分けした場合の原産国の誤表示・欠落が継続的に確認されている。

2. 牛トレーサビリティ法（特定牛肉の表示等）

- ① 牛トレーサビリティ法に基づき行った巡回調査の違反率は、小売業者 0.1%、中間流通業者 0.5%、特定料理提供業者（焼き肉店、しゃぶしゃぶ店等）0.5%となっている。

国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性を DNA 分析により鑑定し、不一致となった比率は 1.8%となっており、前年度の 2.3%より改善している。

- ② 個体識別番号の不表示・誤表示の違反が 81%を占めている。

3. JAS 法（有機表示違反）

- ① JAS 法に基づき、小売業者に対して行った巡回調査における有機表示された農産物の違反率は、0.04%となっている。
- ② 違反内容は、有機 JAS マークを付さずに「有機」等の表示を行っていたものが 75%を占めている。

表1-1 食品表示法に基づく巡回調査における小売業者の表示の不適正率(生鮮食品)

	合計	百貨店	総合スーパー	食料品スーパー	食料品専門店(青果)	食料品専門店(精肉)	食料品専門店(鮮魚)	コンビニエンス・ストア	ドラッグストア	ディスカウントストア	ホームセンター	米穀専門店	その他
28年度	0.6%	0%	0.6%	0.7%	1.2%	0.3%	1.2%	0%	0.1%	0%	0.8%	0%	1.0%
29年度	0.4%	0%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.6%	0%	0%	0%	0%	0%	2.2%

表1-2 食品表示法に基づく巡回調査における加工製造業者の表示の不適正率(加工食品)

28年度	2.0%
29年度	1.5%

表1-3 食品表示法に基づく品目別・違反内容別の違反の状況

	違反品目										違反の内容							
	生鮮食品					加工食品					生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	畜産物	水産物	米	計	農産加工品	畜産加工品	水産加工品	その他加工品	計	原産地の誤表示・欠落	原料玄米の誤表示・欠落	その他	計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	その他
28年度		100%	35%	24%	32%		9%	100%	28%	12%		35%	26%	100%		78%	5%	16%
29年度	100%	25%	17%	43%	16%	100%	29%	10%	37%	24%	100%	68%	13%	19%	100%	50%	26%	24%

注1:違反については、小売業者等に対する巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2:原料玄米の誤表示・欠落とは、袋詰精米の原料の玄米に関する表示(産地、品種又は年産)の誤りや欠落による違反である。

表1-4 食品表示法に基づく業態別違反の状況

	小売業者						中間流通業者						加工製造業者					
	合計	生鮮食品		加工食品		合計	生鮮食品		加工食品		合計	生鮮食品		加工食品				
		原産地の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落		原産地の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	原産地の誤表示・欠落		原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落					
														原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	
28年度	100%	49%	41%	51%	29%	15%	100%	64%	40%	36%	12%	12%	100%	10%	3%	90%	49%	23%
29年度	100%	52%	39%	48%	22%	16%	100%	42%	29%	58%	33%	13%	100%	15%	5%	85%	45%	17%

注：違反については、小売業者等に対する巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

表2-1

牛トレーサビリティ法に基づく業態別違反の状況

	業態別違反率			業態別違反の内容																			
	小売業者	中間流通業者	特定料理提供者	合計	と畜業者			小売業者			中間流通業者			特定料理提供者									
					合計	個別識別番号等の不表示	個別識別番号等の誤表示	帳簿の不備	合計	個別識別番号等の不表示	個別識別番号等の誤表示	帳簿の不備	合計	個別識別番号等の不表示	個別識別番号等の誤表示	帳簿の不備	合計	個別識別番号等の不表示	個別識別番号等の誤表示	帳簿の不備			
																					個別識別番号等の不表示	個別識別番号等の誤表示	帳簿の不備
28年度	0.1%	0.4%	0%	100%	8%	78%	14%	100%	-	50%	50%	100%	6%	84%	10%	100%	14%	65%	21%	100%	7%	79%	14%
29年度	0.1%	0.5%	0.5%	100%	17%	64%	19%	-	-	-	-	100%	18%	63%	19%	100%	13%	63%	23%	100%	20%	67%	13%

注：業態別違反率は、巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

表2-2

牛トレーサビリティ法におけるDNA鑑定の不一致率

	合計	と畜業者	小売業者	中間流通業者	特定料理提供者
28年度	2.3%	—	1.8%	9.2%	6.8%
29年度	1.8%	—	1.6%	5.9%	3.4%

注：不一致率の数值は、国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、不一致となった割合を示す。

表3 JAS法に基づく有機表示違反の業態別違反の状況

	小売業者の違反率	業態別違反の内容																						
		出荷業者						小売業者			卸売業者・輸入業者			製造業者			認定事業者							
		計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示		
28年度	0.1%	100%	72%	5%	21%	2%	100%	100%	100%	82%	5%	13%	100%	30%	10%	60%	100%	80%	-	20%	100%	-	-	100%
29年度	0.04%	100%	75%	11%	14%	-	100%	100%	100%	78%	14%	8%	100%	20%	40%	40%	100%	86%	14%	-	100%	70%	-	30%

注1:小売業者の違反率は、有機表示がされた農産物を対象とした巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

注2:不適切な「有機」等の表示とは、有機JASマークを付さずに「有機」等を表示したことによる違反である。

注3:輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示とは、有機JASマークがない輸入品に「オーガニック」等の表示をしたまま販売したことによる違反である。

29 年度米穀流通監視実績について

平成 30 年 7 月
消費・安全局

農林水産省は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）、食糧法遵守事項省令及び農産物検査法の平成 29 年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

これらの法律の違反の事実に対しては、各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

【29 年度監視実績のポイント】

1. 米トレーサビリティ法

- (1) 米トレーサビリティ法に基づき、米穀事業者（生産者、米穀販売事業者、食料品製造事業者、外食事業者等）に対して行った巡回立入検査における違反率は、外食事業者等において前年度より改善がみられるものの 25%と最も高く、次いで生産者が 21%となっている。
- (2) 業態別の違反内容は以下のとおり
- ① 外食事業者等の違反内容は、店舗において米飯類を販売又は提供する際に、原料米について消費者へ誤った産地を伝達した、又は産地を伝達しなかった等の一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が 75%と最も多くなっている。
 - ② 生産者の違反内容は、取引等を行った際に名称、数量、年月日、取引相手の名称等の記録を作成しなかった、又は記録の一部について記載漏れしていた等、取引等の記録の作成に係る違反が 54%と最も多くなっている。
 - ③ 米穀の卸売業者等の米穀販売事業者の違反内容は、取引等の記録の作成に係る違反が 47%と最も多く、次いで、米穀事業者間における産地情報の伝達に係る違反が 44%となっている。

2. 食糧法遵守事項省令

- (1) 食糧法に基づき、飼料用米等の用途限定米穀の生産者に対して行った巡回立入検査における違反率は 3%となっており、前年度の 2%と同程度となっている。
- (2) 主な違反内容は以下のとおり
- ① 生産者の違反内容は、用途限定米穀を保管する際に、その用途が明らかとなるよう表示（票せんによる掲示）を行っていない等、保管時の措置に係る違反が 56%と最も多く、次いで、用途限定米穀として区分管理で生産し、その用途に全量出荷しなければならない米穀のふるい下米を用途を限定せずに出荷・販売してしまった等の用途外使用の禁止に係る違反が 26%となっている。
 - ② 飼料用米に係る違反の内容は、保管時の措置に係る違反が 61%と最も多くなっている。

※ ふるい下米とは、米の粒をそろえるため、ふるいにかけて調製した際に、ふるい下に落ちる米のことであり、いわゆるくず米のことである。

3. 農産物検査法

- (1) 農産物検査法に基づき、登録検査機関に対して行った巡回立入調査における違反率は8%となっている。
- (2) 主な違反内容は以下のとおり
 - ① 登録検査機関の違反内容は、農産物検査業務の実施方法、検査手数料に関する事項等を内容とする業務規程に従って農産物検査を行っていないものが57%と最も多くなっている。
 - ② 業務規程に係る違反の内容は、包装、量目等の誤記載、不必要な銘柄名の記載等、農産物検査の請求者への検査結果通知書の記載内容が不適切なものが71%と最も多くなっている。

表1

米トレーサビリティ法業態別違反の状況

	業態別違反率				違反の内容																													
	生産者	米穀販売事業者	食料品製造事業者	外食事業者	生産者					米穀販売事業者					食料品製造事業者					外食事業者等														
					計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達						
平成28年度	21%	6%	2%	30%	100%	31%	5%	4%	0%	61%	100%	58%	26%	16%	1%	0%	100%	49%	26%	25%	-	-	100%	56%	33%	11%	-	-	100%	26%	0%	1%	-	73%
平成29年度	21%	5%	6%	25%	100%	30%	7%	4%	0%	59%	100%	54%	31%	14%	-	0%	100%	47%	44%	4%	5%	-	100%	48%	15%	22%	4%	11%	100%	23%	0%	1%	0%	75%

※ 業態別違反率は、巡回検査を端緒として違反が確認された割合

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表2-1

食糧法業態別違反の状況

	生産者の違反率	違反の内容																													
		生産者						食料品製造事業者						中間流通業者						畜産事業者											
		計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	販売先の限定	販売先との契約書	計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	販売先の限定	販売先との契約書	計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	販売先の限定	販売先との契約書	計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	販売先の限定	販売先との契約書						
平成28年度	2%	100%	31%	51%	18%	-	-	100%	30%	54%	16%	-	-	100%	100%	-	-	-	-	100%	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	3%	100%	28%	54%	13%	-	5%	100%	26%	56%	15%	-	3%	100%	67%	-	-	-	33%	100%	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	

※ 生産者の違反率は、生産者に対する巡回検査を端緒として違反が確認された割合

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表2-2

食糧法対象米穀別違反の内容

年度	対象米穀	違反区分				
		計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	その他（販売先との契約書等）
平成28年度	飼料用米	100%	25%	56%	19%	-
	加工用米	100%	100%	-	-	-
	その他	100%	67%	33%	-	-
	計	100%	32%	51%	17%	-
平成29年度	飼料用米	100%	24%	61%	12%	3%
	加工用米	100%	67%	33%	-	-
	その他	100%	50%	-	25%	25%
	計	100%	30%	53%	13%	5%

※ その他は、米粉用米、備蓄米、輸出用米、国が用途を限定して売り渡したミニマムアクセス輸入米

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-1

農産物検査法業態別違反の状況

	登録検査機関の違反率	違反の内容																																						
		登録検査機関											生産者							中間流通業者																				
		計	農産物検査の不正請求	検査証明	検査証明の未抹消使用	検査機関の区域外検査	売買業者の銘柄検査	検査義務	帳簿の記載	業務規程違反	その他	計	農産物検査の不正請求	検査証明	検査証明の未抹消使用	検査機関の区域外検査	売買業者の銘柄検査	検査義務	帳簿の記載	業務規程違反	その他	計	農産物検査の不正請求	検査証明	検査証明の未抹消使用	検査機関の区域外検査	売買業者の銘柄検査	検査義務	帳簿の記載	業務規程違反	その他									
平成28年度	14%	100%	5%	12%	13%	1%	3%	10%	7%	44%	5%	100%	1%	15%	2%	1%	3%	12%	9%	52%	6%	100%	86%	-	14%	-	-	-	-	-	100%	-	-	100%	-	-	-	-	-	-
平成29年度	8%	100%	10%	17%	17%	1%	-	3%	5%	41%	7%	100%	-	23%	-	1%	-	4%	7%	57%	8%	100%	58%	-	42%	-	-	-	-	-	100%	18%	-	76%	-	-	-	-	-	6%

※ 登録検査機関の違反率は、登録検査機関に対する巡回調査を端緒として違反が確認された割合
 ※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-2

農産物検査法業務規程違反の内容

年度	業務規程違反件数合計									
	検査請求の内容を十分に確認せず検査を実施	検査結果通知書の記載内容が不適切(合計)							検査手数料の誤徴収	検査員認印を業務規程に定めのない書類に押印
		記載、量目等を誤	記載、量目等を誤	記載、量目等を誤	記載、量目等を誤	記載、量目等を誤	記載、量目等を誤	記載、量目等を誤		
平成28年度	100%	11%	66%	35%	25%	23%	5%	13%	13%	10%
平成29年度	100%	14%	71%	30%	27%	14%	27%	3%	7%	7%

※ 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

JAS規格に係る指導の件数等

平成30年6月
農林水産省

JAS規格に係る平成29年度下半期(29年10月～30年3月)指導の件数等は以下のとおりです。

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考) 命令
28年度	15	39	54	0
29年度	23	36	59	0

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分								
		生鮮食品計			加工食品計					その他
		農産物	米	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工品			
H28上半期	15	11	7	4	6	5	0	0	1	0
H28下半期	39	17	14	3	27	19	0	0	8	0
H29上半期	23	8	3	5	16	11	0	0	5	0
H29下半期	36	16	9	7	25	22	1	0	2	0

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	指導 件数	主な違反区分			
		不適切な「有機」 等の表示	輸入品に不適切 な「オーガニック」 等の表示	その他有機 関係の違反	有機を除くJAS 規格に係る違反
H28上半期	15	14	1	2	0
H28下半期	39	30	2	11	1
H29上半期	23	16	6	2	0
H29下半期	36	33	1	7	0

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(※) 資料

平成29年度下半期における指導の状況:資料1

平成29年度下半期における指導の分類:資料2

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律違反に係る国による指導の件数等

平成30年6月
農林水産省

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「法」という。）違反に係る国（農林水産省）による指導の件数等は以下のとおりです。

指 導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合 計	(参考)	
				勧告	命令
28年度	890件	846件	1,736件	0件	0件
29年度	976件	466件	1,442件	0件	0件

(参考)

平成29年度下半期の法令違反区分別の指導件数

違反区分	米穀等取引記録の作成に係る違反 (法第3条違反)	事業者間の米穀等の産地情報伝達に係る違反 (法第4条違反)	米穀等の搬出・搬入の記録の作成に係る違反 (法第5条違反)	米穀等の取引記録の保存にかかる違反 (法第6条違反)	消費者に対する米穀等の産地情報伝達に係る違反 (法第8条違反)	計
例	記録の未作成・誤記録	業者間の産地情報の未伝達	入出荷(物流)の記録の不備	過去の記録の保存の不備	外食店等での産地情報の未伝達	
件数	8件	1件	4件	1件	458件	472件

・合計数が事業者単位の指導件数よりも多いのは、複数区分で違反した事業者がいるため。

平成29年度下半期の主な業種別の指導件数

事業者の主な業種	飲食店	宿泊業	持ち帰り・配達飲食サービス業	その他	計
件数	422件	18件	12件	14件	466件

(※) 別紙資料は、平成29年度下半期における指導状況